

第8章 税の控除・減免等

～心身障がいによる税の減免・控除等の、各種制度があります～

① 所得税・町道民税の控除 (所得税法、地方税法)

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、それらの方を扶養している方は、所得控除が受けられる場合があります。

確定申告の際に申し出るか、勤務先の給与担当者に申し出て、手続きを行ってください。(令和5年1月1日現在)

控除の種類	対象者		控除額	
			所得税	町道民税
① 特別障害者控除	・身体障害者手帳（1級・2級）、療育手帳（A）	同居	75万円	53万円
	・6ヶ月以上常時臥床の、寝たきり高齢者 ・重度の認知症	同居以外	40万円	30万円
② 障害者控除	・身体障害者手帳（3級～6級）、療育手帳（B）		27万円	26万円
	・精神障害者保健福祉手帳（2級・3級）			
	・軽度の認知症			

種別	控除の種類	対象者		控除額	
				所得税	町道民税
特別障害者	配偶者控除 (※2)	70歳以上の高齢者		48万円	38万円
		70歳未満の方		38万円	33万円
	扶養控除 (※2)	70歳以上の高齢者	同居の老親等	58万円	45万円
			上記以外の老人扶養親族	48万円	38万円
		16歳以上～70歳未満の方	一般の扶養親族	38万円	33万円
			特定扶養親族(※1)	63万円	45万円

(※1) 特定扶養親族 ～「扶養親族のうち、19歳以上23歳未満の方」をいいます。

(※2) 控除の対象「配偶者」及び「扶養(親族)」には、所得金額の合計が48万円以下である方（青色事業専従者及び白色事業専従者を除く）が該当します。

※所得税の控除は、十勝池田税務署（電話：572-2171）にお問い合わせください。

※町道民税の控除は、役場 税務課 税務係（電話：572-3214）にお問い合わせください。

② 医療費の控除 (所得税法、地方税法)

医師又は歯科医師による診療費、通院費、看護料のほか、以下のものについても医療費控除の対象となります。

(ア) おむつ購入の費用 (厚生労働省通知「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」)

おおむね6ヶ月間以上にわたり寝たきりの方であって、疾病の継続した治療のためおむつの使用が必要と認められる方は、紙おむつの購入又は貸おむつの賃借料にかかる費用について、医療費控除の対象となります。

なお、事前に所定の様式により、医師の証明を受ける必要があります。

(イ) ストマ用装具購入の費用

(厚生労働省通知「ストマ用装具に係る費用の医療費控除の取扱いについて」)

ストマ用装具（人工肛門のストマ、尿路変更のストマ）の購入にかかる費用の自己負担分について、医療費控除の対象となります。

なお、事前に所定の様式により、医師の証明を受ける必要があります。

(ウ) 補聴器購入の費用

「補聴器適合に関する診療情報提供書」を活用することにより、補聴器が診療等のために直接必要である旨を証明している場合には、当該補聴器の購入費用（一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額に限る。）について、医療費控除の対象となります。

なお、補聴器を購入する前に補聴器相談医が作成した診療情報提供書の提出が必要です。

(エ) 在宅福祉サービス利用の費用

(厚生労働省通知「医療費控除の対象となる在宅療養の介護費用の証明について」)

寝たきりの状態であって、在宅療養のため、医師との適切な連携による在宅福祉サービスの利用が必要と認められる方は、ホームヘルプサービス（身体介護）及び訪問入浴サービスの利用にかかる費用について、医療費控除の対象となります。

なお、事前に所定の様式により、これらのサービスの利用にかかった費用について、証明を受ける必要があります。

(オ) 介護保険サービスの利用にかかる費用

介護保険制度におけるサービスの利用料についても、医療費控除の対象となる場合があります。

「保健医療系の介護サービス」については、自己負担の全額が、医療費控除の対象となります。

「保健医療系以外の介護サービス」については、居宅介護支援事業者に依頼して居宅サービス計画を作成している場合、又は自己作成の居宅サービス計画を市町村に届出ている場合であって、保健医療系の介護サービスとあわせて利用することが必要な場合に、医療費控除の対象となります。

なお、訪問介護の家事援助や、福祉用具貸与にかかる経費等については、医療費控除の対象とはなりません。

※ 在宅サービスの場合

区分	医療費控除の範囲等	対象となるサービス
保健医療系の 介護サービス	自己負担の全額において、医療費控除の対象となります。	訪問看護 訪問リハビリ 居宅療養管理指導 通所リハビリ 短期入所療養介護
保健医療系 以外の 介護サービス	介護保険給付の対象となる介護費の自己負担額について控除の対象となります。 なお、サービス提供事業所による利用料領収書への記載等を受ける必要があります。(詳しくは、担当のケアマネジャーにご相談ください。)	訪問介護 (身体介護にかかる分) 訪問入浴介護 通所介護 短期入所生活介護

※ 施設サービスの場合

区 分	医療費控除の範囲等
指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 指定地域密着型介護老人 福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設サービスの対価(介護費、食費(標準負担)及び居住費)として支払った額の2分の1に相当する金額。 ※施設から発行される領収書に、控除の対象額についての記載がされています。
介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設 (療養型病床群等) 介護医病院	<ul style="list-style-type: none"> ・施設サービスの対価(介護費、食費(標準負担)及び居住費)として支払った額。 ※施設から発行される領収書に、控除の対象額についての記載がされています。

※所得税の控除は、十勝池田税務署(電話:572-2171)にお問い合わせください。
 ※町道民税の控除は、役場 税務課 税務係(電話:572-3214)にお問い合わせください。

③ 自動車税種別割・軽自動車税種別割・環境性能割の免除 (池田町税条例)

障がい者手帳等の交付を受けている方や、その方と生計を一にする方等が、通院や通学に使用する自動車を所有するとき、1台分について、自動車税種別割・軽自動車税種別割・環境性能割の免除が受けられる場合があります。

【 自動車税種別割・軽自動車税種別割・環境性能割の免除 内容 】

障がい区分		税区分		環境性能割	軽自動車税種別割 (オートバイ含む)	
		自動車税種別割				
		本人	介護者			
身体障害者手帳	視覚	1～4級		自動車税種別割に同じ	身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を所持し、歩行が困難と認められる方	
	聴覚	2・3級				
	平衡	3・5級				
	音声	3級(喉頭摘出)				
	肢体不自由	上肢	1～3級			
		下肢	1～6級			
		体幹	1～3級、5級			
	運動機能(※1)	上肢(※2)	1～3級			
		下肢	1～6級			
内部機能障がい		1～3級・4級				
療育手帳		A・B				
精神障害者保健福祉手帳		1～3級				
※1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいを行います。 ※2 上肢のみの運動機能障がいの場合を除きます。						
注1 障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者又は知的障がい者が自動車等を所有し、別に居住の介護者が運転する場合も、この免除の対象となります。 注2 戦傷病者手帳の所持者についても対象となります。 詳しくは、十勝総合振興局にお問い合わせください。						

(ア) 自動車税種別割・環境性能割の免除について

身体障害者手帳等、運転免許証、車検証（登録前の車は自動車税種別割申告書、環境性能割申告書）、印鑑を持参のうえ、申請手続きを行う必要があります。なお、「本人が所有し運転する自動車」ではない場合は、ほかに各種証明書等が必要となる場合があります。免除の申請には申請期限があります。

区分		申請期限
環境性能割		自動車の登録日の2ヶ月後
自動車税種別割	4月1日に減免要件に該当している方	自動車税種別割納税通知書の納期限(5月31日)
	年度の途中で減免要件に該当する方	減免要件に該当になった日の2ヶ月後
	減免自動車を入れ替える方	自動車の登録日の2ヶ月後

※申請・お問い合わせ先

・札幌道税事務所自動車税部

(住所：札幌市北区北22条西2丁目、電話：011-746-1194)

・十勝総合振興局（住所：帯広市東3条南3丁目、電話：0155-26-9038）

(イ) 軽自動車税種別割の免除について

軽自動車税種別割納付書、身体障害者手帳・療育手帳、運転免許証、車検証、印鑑を持参のうえ、納期限の7日前までに 役場 税務課 資産税係にて申請手続きを行う必要があります。なお、各種証明書等が必要な場合があります。

※申請・お問い合わせ先：役場 税務課 資産税係（電話：572-3214）

④ 利子の非課税 (所得税法等)

心身に障がいのある方の貯蓄について、一定範囲内において非課税になります。

内 容	郵便局・銀行の預貯金、公債等、合計 350 万円を限度に、非課税となります。
対象者	(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている方 (イ) 療育手帳の交付を受けている方 (ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (エ) 障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金を受給者 (オ) 寡婦年金・遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族共済年金の受給者 (カ) 児童扶養手当受給者 (キ) 障害児福祉手当・特別障害者手当の受給者

※お問い合わせ先：各金融機関（銀行、農協、郵便局等）

⑤ 事業税の減免 (地方税法)

重度の視覚障がいがある方が、あんま・マッサージ・はり・きゅう等医業に類する事業について個人で営む場合、事業税が免除される場合があります。

又、身体に障がいがある方が行う事業について、事業税減免制度もあります。

※お問い合わせ先：十勝総合振興局 課税課事業税間税係

(住所：帯広市東3条3丁目、電話：0155-27-8505)

⑥ 相続税の控除 (相続税法)

心身に障がいがある方が財産を相続したときは、障がい種別程度及び年齢に応じ、課税の際に控除が受けられます。

(令和5年1月1日現在)

対象者	控除額
身体障害者手帳（1級・2級）、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳（1級）	（85歳－相続人の年齢）×20万円
身体障害者手帳（3級～6級）、療育手帳（B）、精神障害者保健福祉手帳（2級・3級）	（85歳－相続人の年齢）×10万円

※お問い合わせ先：十勝池田税務署（電話：572-2171）

⑦ 贈与税の非課税 (相続税法)

重度の障がいのある方への贈与のうち一定条件のもとに信託会社等に信託する場合、6千万円を限度に、贈与税が非課税となります。

(令和5年1月1日現在)

対象者	
身体障がい者 (身体障害者手帳1級～2級)	知的障がい者（療育手帳A）
精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級）	

※お問い合わせ先：十勝池田税務署（電話：572-2171）